

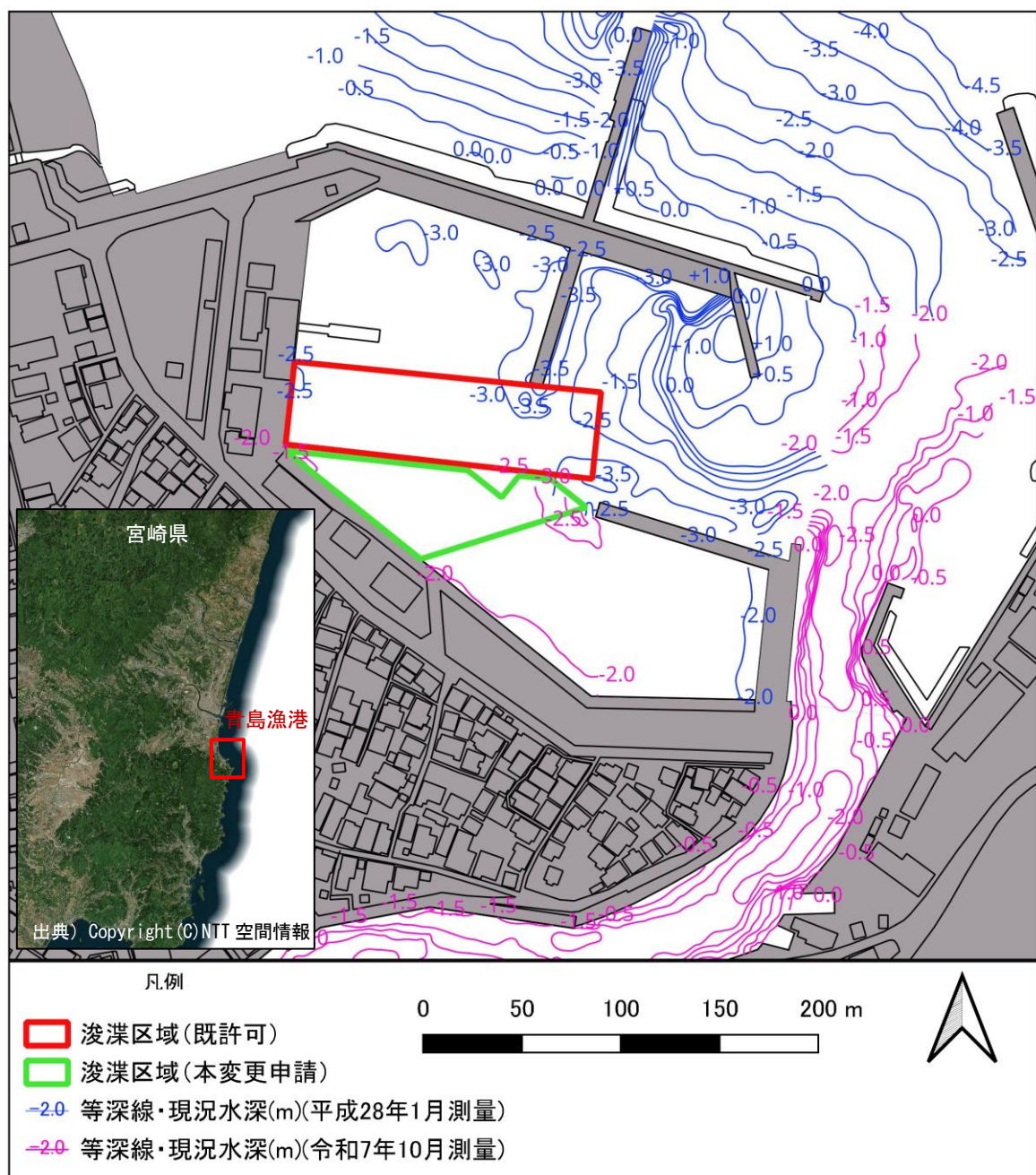
別紙－1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

(1) 変更の理由

既許可申請（許可番号：25-002）における浚渫範囲は、青島漁港港内の図－1.1 に□で示す水域であり、宮崎市漁業協同組合所属の漁船など多数の船舶が岸壁等を利用している。現状は、利用者から水深確保の要請を受けて、浚渫範囲を順次変えながら水深確保に努めている途上である。

今回追加申請する水域は、青島漁港港内の図－1.1 に□で示す水域である。いずれも土砂堆積により船舶の航行や岸壁等の利用に支障をきたしており、漁業者から早急な水深確保を求める追加の要請を受けたため、追加申請を実施することとした。

以上より、浚渫範囲の追加、それに伴う海洋投入処分しようとする廃棄物の量および処分期間の変更を申請するものである。

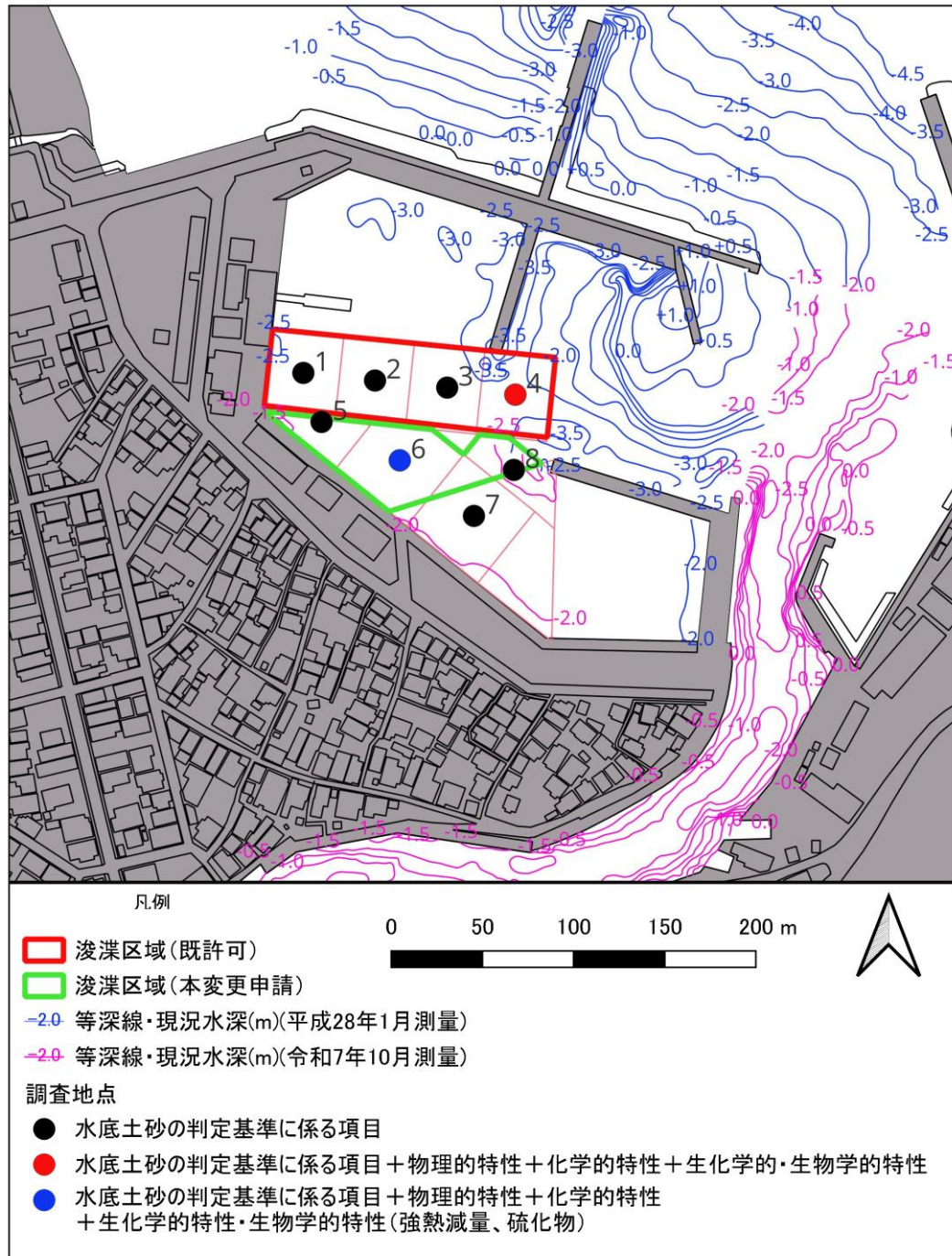


備考) 本変更申請での浚渫区域は平成28年以降浚渫を実施していない。また、既許可申請の底質調査時(令和5年11月)に測定した水深と平成28年1月測量時の水深に大きな違いはないことを確認した。本変更申請の底質調査時(令和6年9月)に測定した水深と令和7年10月測量時の水深を比べると、底質調査時から一部侵食した箇所がみられたが、浚渫水深(-3.0m)までの底質調査が実施されていることを確認した。

図-1.1 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫範囲

(2) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は宮崎県宮崎市に位置する青島漁港（第二種漁港）の図－1.2 に示す範囲であり、浚渫する土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための土砂試料採取位置は図－1.2、試料採取位置の浚渫土厚と試料採取を行ったコアの層数は表－1.1、表－1.2 のとおりである。



備考) 本変更申請での浚渫区域は平成28年以降浚渫を実施していない。また、既許可申請の底質調査時(令和5年11月)に測定した水深と平成28年1月測量時の水深に大きな違いはないことを確認した。本変更申請の底質調査時(令和6年9月)に測定した水深と令和7年10月測量時の水深を比べると、底質調査時から一部侵食した箇所がみられたが、浚渫水深(-3.0m)までの底質調査が実施されていることを確認した。

図－1.2 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

表－1.1 試料採取地点と採取層の概要（既許可申請）

試料採取日 令和5年11月30日

調査地点 No.	現況水深 (m)	計画水深+余堀 (m)	浚渫土厚 (m)	コアの層数	備考
1	-2.61	-3.5	0.89	2	
2	-2.55	-3.5	0.95	2	
3	-2.79	-3.5	0.71	2	
4	-2.18	-3.5	1.32	3	代表点

- 備考) 1. 表中の調査地点は、図－1.2 に対応している。
 2. 採取層の基準面はD.L. で、L.W.L と同一である。
 3. 現況水深は、平成28年1月の測量結果を示す。なお、浚渫区域は平成28年以降浚渫を実施していない。また、底質調査を実施した令和5年11月に水深値を測定し、平成28年1月の測量時と大きな違いはないことを確認した。

表－1.2 試料採取地点と採取層の概要（本変更申請）

試料採取日 令和6年9月24,25日

調査地点 No.	現況水深 (m)	計画水深+余堀 (m)	浚渫土厚 (m)	コアの層数	備考
5	-2.64	-3.0	0.36	1	
6	-1.59	-3.0	1.41	3	代表点
7	-1.51	-3.0	1.49	3	
8	-2.65	-3.0	0.35	1	

- 備考) 1. 表中の調査地点は、図－1.2 に対応している。
 2. 採取層の基準面はD.L. で、L.W.L と同一である。
 3. 現況水深は、令和6年9月の底質調査時の測定水深を示す。令和7年10月の測量時と比べると、底質調査時から一部侵食した箇所がみられたが、浚渫水深（-3.0m）までの底質調査が実施されていることを確認した。

(3) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分しようとする水底土砂の特性を把握するため、試料採取を行った地点を前出図－1.2 に、分析結果を表－1.3、表－1.4 に示す。

採取地点は、浚渫範囲全体の土砂の特性を網羅できるよう、50m 間隔の均等配置の考え方に基つき水平方向の採取地点を設定した。また、鉛直方向における性状を把握するため、採取深度を浚渫深さ（既許可申請：計画水深 3.0m＋余堀 0.5m＝3.5m、本変更申請：計画水深 2.5m＋余堀 0.5m＝3.0m）までとして、50cm 層厚で試料を採取した。

なお、図－1.2 において●●で示した調査地点 No. 4、No. 6 を代表点として選び、水底土砂の判定基準に係る項目に加え、●では物理的特性、化学的特性、生化学的・生物学的特性項目、●では物理的特性、化学的特性、生化学的・生物学的特性項目（強熱減量、硫化物）の分析を実施した。当該箇所を代表点とした理由は、以下のとおりである。

- ・ 浚渫範囲の中で比較的水深が浅いことから土砂が堆積しやすい箇所であると判断した。
- ・ 土砂が堆積しやすい箇所は、一般的に流れが静穏で微細土砂が多く堆積する傾向にあり、有害物質等が浚渫区域に存在した場合、当該地点に蓄積している可能性があるため。

分析結果より、浚渫計画範囲の底質はいずれも、「水底土砂に係る判定基準」※1 を全て満足している。また、浚渫計画範囲は前述の宮崎県の日向灘沿岸に位置することから、「指定水底土砂」※2 に該当しない。したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

なお、実際の浚渫時には監視計画に基づいて改めて調査を実施し、判定基準への適合状況を確認する。

※1. 「水底土砂に係る判定基準」

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 総理府令第 6 号）」により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年 政令 201 号）」より定める「特定水底土砂」の判定基準。

令和 7 年 10 月 1 日施行の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令等の一部を改正する省令」に伴い、「カドミウム又はその化合物」、「六価クロム化合物」、「トリクロロエチレン」の判定基準が変更となったため、本変更申請の底質試料については法律施行後の新たな基準値に基づき判定を行った。なお、既許可申請の判定は旧基準を用いた。

※2. 「指定水底土砂」

環境大臣が指定する海域（田子の浦港、三島・川之江港の 2 海域）から除去された水底土砂のうち熱しゃく減量が 20%未満である土砂を指す（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年 政令第 209 号）」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定（昭和 48 年 環境庁告示 18 号）」関連）。

表－1.3(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況（既許可申請）

試料採取日 令和5年11月30日

項 目	単位	No. 1 (0.0～0.5m)	No. 1 (0.5～0.89m)	No. 2 (0.0～0.5m)	No. 2 (0.5～0.95m)	判定基準	判 定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.008	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.012	0.004	0.012	0.007	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.04	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.02	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.24	0.40	0.19	0.31	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.05	0.01	0.04	0.02	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.38	0.096	0.14	0.11	10 以下	○

備考) 1. 「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表－1.3(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況（既許可申請）

試料採取日 令和5年11月30日

項 目	単位	No. 3 (0.0～0.5m)	No. 3 (0.5～0.71m)	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.008	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.012	0.004	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.04	0.01 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.02	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.23	0.33	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.04	0.01	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.12	0.096	10 以下	○

備考) 1. 「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表－1.3(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況（既許可申請）

試料採取日 令和5年11月30日

項 目	単位	No. 4 (0.0～0.5m)	No. 4 (0.5～1.0m)	No. 4 (1.0～1.32m)	判定基準	判 定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.5 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	0.015	0.006	0.002	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.31	0.27	0.24	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.04	0.02	0.01 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.20	0.071	0.021	10 以下	○

備考) 1. 「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表－1.4(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況（本変更申請）

試料採取日 令和6年9月24日

項 目	単位	No. 5 (0.0～0.36m)	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.03 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.2 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.05 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.02	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.17	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.1 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.005 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.61	10 以下	○

備考) 1. 「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表－1.4(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況（本変更申請）

試料採取日 令和6年9月24日

項 目	単位	No. 6 (0.0～0.5m)	No. 6 (0.5～1.0m)	No. 6 (1.0～1.41m)	判定基準	判 定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.03 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.2 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	0.007	0.012	0.005	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.23	0.20	0.08	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.75	1.7	0.0081	10 以下	○

備考) 1. 「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表－1.4(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況（本変更申請）

試料採取日 令和6年9月24日

項 目	単位	No. 7 (0.0～0.5m)	No. 7 (0.5～1.0m)	No. 7 (1.0～1.49m)	判定基準	判 定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.03 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.2 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	0.006	0.015	0.015	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.01	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.27	0.27	0.23	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.57	0.71	2.8	10 以下	○

備考) 1. 「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表－1.4(4) 水底土砂に係る判定基準への適合状況（本変更申請）

試料採取日 令和6年9月24日

項 目	単位	No. 8 (0.0～0.35m)	判定基準	判 定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.03 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.2 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.008	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.01 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.29	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.02 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.002 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.59	10 以下	○

備考) 1. 「不検出」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。